



事 務 連 絡
平成28年8月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0831第3号
平成28年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置（I）を次のように改める。

レーザー手術装置（I）	機械器具（31） 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841 -2	経尿道的レーザー前立腺切除術
-------------	--------------------	--	------------------------	------------	----------------

		アルゴン・クリプトンレーザ ルビーレーザ 銅蒸気レーザ 色素・アレキサンドライトレ ーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ ツリウム・ヤグレーザ		
--	--	---	--	--

「特定診療報酬算定医療機器の定額等について」の一部改正について

改正後

現行

(別表1)

(別表1)

I 医科点数表関係

I 医科点数表関係

手続

手続

手 指 特定診療報酬算定医 療機器の区分	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目
	種 別	薬事承認上の位置付け 一般的名称		
(略)				
レーザー手術装置 (1)	除腫器具 (31) 理学療法用 器具	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレー ザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周 波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレー ザー ホルミウム・ヤグレー ザー バルスホルミウム・ヤグ レーザー アルゴン・クリプトン レーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライ トレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム レーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレー	レーザーにより組織の凝固又は切 開が可能なもの	R841-2 泌尿道的レーザー 前立腺切除術
(略)				

手 続 特定診療報酬算定医 療機器の区分	定 義			その他の条件	対応する診療報酬項目
	種 別	薬事承認上の位置付け			
		一般的名称			
(略)	除腫器具 (31) 理学療法用器具	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレー ザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍 波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレー ザー ホルミウム・ヤグレー ザー バルスホルミウム・ヤグ レーザー アルゴン・クリプトン レーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライ トレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム レーザー KTPレーザー (新設)	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	R841-2	泌尿道的レーザー 前立腺切除術
(略)					